

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 26 年 5 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 26 年 5 月 14 日 午前 10 時 44 分
閉 会	平成 26 年 5 月 14 日 午前 11 時 16 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 原 田 文 壽 委 員 : 西 村 陽 子 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 浅 井 淳 一 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼教育総務課長 : 佐 藤 量 泰 教育指導課長 : 吉 田 種 司 教育指導課長代理兼人権教育推進室長 : 松 田 訓 一 教育研究センター長 : 清 水 寛 之 生涯学習課長 : 杉 本 忠 史 生涯学習課参事兼 課長代理兼青少年対策室長 : 射 手 矢 浩 幸 生涯学習課参事兼体育館長 : 矢 部 正 信 たかいし市民文化会館長兼図書館長 : 石 田 直 美 中央公民館長 : 松 井 勉 教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 高石市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について

生涯学習課長	本案については、現在、加茂公園内のプール跡地に建設中の市立総合体育館及び隣接する加茂公園運動広場並びに加茂公園駐車場を平成 27 年 4 月から指定管理者において一体的に管理運営を行わせるに当たり、指定管理者候補者選定委員会について、地方自治法第 138 条の 4 の第 3 項及び高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 7 条第 3 項の規定に基づいて、7 名の委員を候補者名簿のとおり委員に委嘱するものである。なお、任期については、委嘱日から候補者決定の答申の日までとしている。
西中委員長 職務代理者	指定管理者の人員が 7 名とあるが、定数についての法的な根拠があるのか。 また、総合体育館が建設された後、非常災害時の避難場所あるいは非常災害の対策の拠点になると思うが、指定管理をしたときに、管理者とその災害時の対策本部との関係について具体的に話していただきたい。
生涯学習課長	委員の人数については、高石市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 7 条第 2 項により、選定委員会の委員は 10 名以内で委嘱するということになっているので、今回は 7 名委嘱させていただいている。

	今回の体育館は防災機能を有する体育館になっている。防災関係については、募集要項にも防災の部分の一文を入れて募集している。その後の運営については、指定管理の業者と新たに協定書等を結ぶ形になる。基本的に災害対策本部が立ち上がった場合は、指定管理者に協力をお願いする方向で考えている。
西村委員	学識経験者が2人入ってるが、どういう専門なのか。
生涯学習課長	学識経験者として、桃山大学教授の今木秀和氏と羽衣国際大学教授の棚山研氏を委員に委嘱させていただいている。今木教授は、桃山学院大学経営学部教授で、以前に大阪府の施設の指定管理の委員であったと聞いている。また、棚山教授は、羽衣国際大学現代社会学部教授で、専門分野は、スポーツ・余暇の社会学である。指定管理者委員としての経験は、これまでないとのことであるが、専門分野としてスポーツをされているので、適任であるという判断をして、委員に委嘱させていただいた。
採決	可決

・議案第2号 教育委員の辞職同意について

教育総務課長	本案は、一身上の都合で、平成26年6月30日付をもって教育委員を辞職したい旨、原田委員から辞職願の提出があったので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものである。
西村委員	本人の一身上の都合ということなら、いたし方がないと思うが、非常に残念なことで、できれば継続してほしいという思いが強い。こういう場合は、本人の意思を尊重ということになるのか。
教育総務課長	既に辞職願の提出もあったので、そのように考えている。
西村委員	原田委員には、いつも貴重な意見をいただいていたので本当に大変残念であるが、本人がいろいろ考えた上で申し出のあったことであるので、残念であるが同意をせざるを得ないと考えている。
採決	可決

教育長の報告の要旨

・報告第1号 高石市社会教育委員の委嘱について

生涯学習課長	学校長会より高石市社会教育委員として取石中学校長白井秀樹氏を推薦いただき、平成26年4月1日にて委嘱したことを報告。
各委員	質問なし。

・報告第2号 高石市立公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習課長	学校長会から高石市立公民館運営審議会委員として高石中学校長木勢圭一氏を推薦いただき、平成26年4月1日付にて委嘱したことを報告。
各委員	質問なし。

・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
西中委員長 職務代理者	子育て教室の家庭倫理の会は、これまでもずっと後援してきたが、この会の内容を説明いただきたい。それから、教育委員会の後援等の承認というのは、教育委員会でするのか、それとも事務局でするのかがわか

	らない。以前、私から後援について精査して整理していただくように言ったが、その後、しているのかどうか教えてほしい。
生涯学習課長	倫理研究所の家庭倫理の会堺市ということで、例年後援承認している。今手元に資料がないので、内容はまた後日ご報告させていただきたい。 後援承認は生涯学習課に直接提出があって、こちらの後援承認に関する規定に、抵触していない場合については、課で後援承認をしている。
西中委員長 職務代理者	これは事務局で承認していると捉えていいのか。
生涯学習課長	課で受け付けて、教育長までの決裁をとって、承認している。
西中委員長 職務代理者	教育委員会の後援承認というのは、教育長決裁か。
藤原教育長	はい。
西中委員長 職務代理者	規定上そうなっているのか。
藤原教育長	教育長で承認して、この会で報告させてもらっている。
西中委員長 職務代理者	前にも言ったが、承認がかなり多いように思う。その辺について、何か検討したのか。
教育総務課長	意見をいただいて検討したが、先ほど説明があったとおり、手続上、誤りがなければ、基本的には承認ということになる。新規であれば調査するが、従来から出ていて、問題なく行われているあるいは手続き上の誤りが無いようなケースであれば、基本的には承認する。
西中委員長 職務代理者	今までの方針どおりということで、基本的には一度承認されたら、一応承認するという考え方か。
藤原教育長	過去の承認も参考にしているが、場所が高石ではないケースで、高石の住民がどれぐらいそういう教育効果があることに参加しているのかどうかの確認はしている。それから、広域、市をまたがるようなものについては、他市がどう対応しているのか、また大阪府が後援しているかどうかの確認もしている。そういったことをいろいろ調べて、後援承認している。後援承認の規定としては、営利を主たる目的とするものはだめであるということと、教育目的が著しく低いものはだめであるといった規定しかなかったと記憶している。
西中委員長 職務代理者	そういう規定だけで、教育的、宗教的とかいわゆる教育の中立性ということは記述がないのか。教育委員会の後援というのは重みがあるので、教育委員会の後援をもらったということで、一般の保護者は、教育委員会が推薦して積極的に後押ししていると理解する。営利以外の枠はないのか。
教育部長	後援申請については、その内容等について主に4つ項目を挙げている。教育の目的を阻害するおそれのある事業。2番目にその事業の性質または規模等から勘案して著しく教育効果のない事業。3番目に営利を主たる目的とする事業。4番目が、その他委員会がこれを後援等を行うことが不相当と認められる事業。この4点については後援をしないという考え方である。営利を目的とするものは本来後援申請そのものが少ないのが現実であるが、それ以外の要素については、事務局で特に新規の場合にチェックしている。教育の目的を阻害するおそれのある事業というのは、非常に範疇は広いとは思いますが、新規の場合、事業の背景あるいは近隣の状況、広域性の問題も含めて検討した上で、なおかつ教育効果のないものについては、なるべく我々の段階で断ることが適当であると考えている。
西中委員長	教育の目的を阻害というのは、教育基本法や学校教育法等の教育に関

職務代理者	する諸法規をもとにして考えるということになるので、その範疇に入らないものは、後援しないと考えてよいのか。
教育部長	目的を阻害するおそれのある事業であるので、目的の範疇に入るか入らないかは別にして、目的を阻害するものについては、だめであるというのが基本的な考え方になっている。
西村委員	4つ挙げたのは、後援してはならないものだと思う。 後援してはならないもの以外のものは、全部必ず申請があったら後援しなければならないということではなくて、たしか規定では後援することができる、なのでこれに当たらないものでも、全部来たら応じなければいけないかという、それは違うと思う。今まで来るものは拒まずで、これに当たらなければ広く後援していたが、これでお金が出るわけではないし、教育委員会の後援がなければ事業ができなくなるわけでもない、もう少し高石市教育委員会としてぜひこれはというものに限定して、それだけ後援するという方針の変更は一度検討してもいいのではと思う。

・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成26年4月9日から平成26年5月13日までの行事について説明。
各委員	質問なし。

その他委員長が必要と認めた事項

※ 今回該当事項なし